

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 2月13日
【会社名】	株式会社鶴見製作所
【英訳名】	TSURUMI MANUFACTURING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻本 治
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区鶴見 4丁目16番40号
【電話番号】	(06)6911-2351
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 社長室長 辻本 将孝
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区鶴見 4丁目16番40号
【電話番号】	(06)6911-2351
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 社長室長 辻本 将孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,826,600円 (注)本募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社鶴見製作所東京本社 (東京都台東区台東 1丁目33番 8号) 株式会社鶴見製作所中部支店 (名古屋市中川区万町2415番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月9日付で提出した有価証券届出書について、2024年2月13日付で四半期報告書(第73期第3四半期(自2023年10月1日 至 2023年12月31日))を提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

2 四半期報告書又は半期報告書

3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2024年3月期第3四半期(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

2【四半期報告書又は半期報告書】

（訂正前）

- ・事業年度 第73期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
2023年8月10日 関東財務局長に提出
- ・事業年度 第73期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
2023年11月10日 関東財務局長に提出

（訂正後）

- ・事業年度 第73期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
2023年8月10日 関東財務局長に提出
- ・事業年度 第73期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
2023年11月10日 関東財務局長に提出
- ・事業年度 第73期第3四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）
2024年2月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

（訂正前）

- ・1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年2月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月29日に関東財務局長に提出
- ・1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年2月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2024年1月16日に関東財務局長に提出

（訂正後）

- ・1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月29日に関東財務局長に提出
- ・1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2024年1月16日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年2月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年2月9日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月13日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。